

名古屋市上下水道局「週休2日制工事」試行要綱  
(土木工事)

名古屋市上下水道局

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設業界において若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められていることに鑑み、建設業の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、週休2日の普及に取り組むため、名古屋市上下水道局所管の土木工事における週休2日制の試行にあたり、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日制工事 対象期間において、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる日（以下「休日」という。）を現場閉所し、就業者が休業できるよう取り組む工事をいう。
- (2) 週休2日交替制工事 対象期間において、技術者、現場代理人及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保できるよう取り組む工事をいう。
- (3) 発注者指定型 週休2日制工事のうち、発注者が対象工事を指定し、企業の労働環境改善に対する意識向上と週休2日の確保を図るものをいう。
- (4) 受注者希望型 週休2日制工事のうち、受注者自らが本要綱の趣旨に沿った取組を希望するものに対し、企業の労働環境改善に対する意識向上と週休2日の確保を図るものをいう。
- (5) 対象期間 工事開始日から工事完了日までの期間のうち、非対象期間を除いた期間をいう。
- (6) 非対象期間 準備期間（工事開始日から現場着手日までの期間をいう。）、後片付け期間（施工終了日から工事完了日までの期間をいう。）、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている場合や受注者の責によらず現場

作業が出来ない期間が生じる場合等)をいう。

(7) 現場着手 現場での作業を開始することをいう。

(8) 現場閉所 現場安全点検(巡視)等を行うことを除き、事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業を一切行わないことをいう。

(対象工事)

第3条 次の各号全てを満たす工事は、週休2日制工事の対象とする。ただし、発注者が週休2日制に馴染まないと判断した工事は除く。

(1) 単価契約以外の工事

(2) 対象期間が1週間(7日間)を超え、かつ、対象期間における現場作業日数が5日を超える工事

(3) 緊急性がない工事

2 発注者指定型の対象工事は、前項のほか、「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書」(発注者指定型)(土木工事)を添付して発注する工事とする。

3 受注者希望型の対象工事は、第1項のほか、「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書」(受注者希望型)(土木工事)を添付して発注する工事のうち、工事契約後、受注者が週休2日の取得計画が分かる計画工程表を提出し、監督員が認めた工事とする。

4 週休2日制工事から週休2日交替制工事への変更は不可とする。

(取組内容)

第4条 受注者は、週休2日制の取組として、対象期間の休日を現場閉所し、就業者の休業が図れるよう配慮するものとする。

2 現場条件などに伴いやむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合には、監督員と協議の上、当該休日の前後10日間の期間のうち、対象期間において現場閉所日を設けるものとする。

3 現場条件などに伴いやむを得ず施工予定日に現場閉所した場合は、現場閉所の実施とみなし、監督員と協議の上、当該施行予定日の前後10日間の期間のうち、対象期間における現場閉所日への施工の振替を認める。

4 降雨等により施工予定日に現場閉所した場合は、現場閉所の実施とみなし、降雨等による休工日の後30日以内において現場閉所日への施工の振替を認める。

5 受注者は、下請負業者に対し週休2日制の取組の趣旨を伝え、協力を依頼するものとする。

6 受注者は、公衆の見やすい場所に週休2日制の試行工事である旨を明示す

る。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA 3サイズ以上とする。

(記載内容の例)

### 週休2日制試行工事

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休2日の普及に取り組む工事です。

発注者：名古屋市上下水道局技術本部

〇〇部〇〇〇〇〇〇〇〇

施工者：〇〇建設(株)

- 7 受注者は、対象期間中1ヶ月(以下この条において「対象月」という。)ごとに現場閉所計画・実績書(様式第1号)を記入し、対象月の前月末日(最初の対象月にあつては、対象期間前)までに監督員に提出するものとする。ただし、施工にあたり提出される書類の中で、現場閉所計画の分かる書類が提出されている場合は、当該書類によって現場閉所計画・実績書(様式第1号)に代えることができる。
- 8 現場閉所計画・実績書(様式第1号)中、現場閉所実績及び備考(着工日、完了日に関する記載を除く。)の欄については対象月においてその都度記入し、対象月の翌月7日以内(最後の対象月にあつては、対象期間終了後7日以内)に監督員に提出するものとする。
- 9 監督員は、週休2日制の実施に伴う工程の遅延などがないか日常的に確認するとともに、前項に基づき受注者から提出された現場閉所計画・実績書(様式第1号)を確認する。
- 10 受注者は、対象期間終了後7日以内に、現場閉所実績確認表(様式第2号)を監督員に提出するものとする。
- 11 週休2日制工事の取組は、工事成績評定において、その取組状況に応じて評価する。評定基準は考査項目別運用表に定めるものとする。また、週休2日制工事の取組結果は工事完成確認通知書にて受注者へ通知する。
- 12 発注者指定型においては当初設計について労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率及び現場管理費率(以下「経費」という。)に第1号に規定する補正係数を乗じるものとし、次項に定める現場閉所率が28.5%(4週8休)に満たない場合は、現場閉所率に応じて経費に第2号又は第3号に掲げる補正係数を乗じた額で変更契約するものとし、受注者希望型においては最終変更設計時の現場閉所率に応じて経費に次に掲げる補正係数を乗じ変更契約するものとする。この場合において、現場閉所率21.4%(4週6休)未満の場合、発注者指定型においては補正分を減額し、受注者希望型においては補正

を実施しない。

(1) 【4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上）】

労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

(2) 【4週7休以上、4週8休未満

（現場閉所率が25%（7日／28日）以上28.5%未満）】

労務費	1.03
機械経費（賃料）	1.03
共通仮設費率	1.03
現場管理費率	1.04

(3) 【4週6休以上、4週7休未満

（現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25%未満）】

労務費	1.01
機械経費（賃料）	1.01
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

- 13 現場閉所率の算定は、以下のとおり行うものとする。なお、調整日数は、対象期間の日数から、対象期間の日数以内で対象期間の日数に最も近い7の倍数を減じた数とする。

現場閉所率(%) = (現場閉所日数 ÷ (対象期間の日数 - 調整日数)) × 100 (小数点第2位を切り捨て)

- 14 受注者の責による週休2日制工事の実施のみを理由とする工期延期は、変更協議の対象としない。また、受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者指定型においては経費に第12項第1号に規定する補正係数を乗じた額を減額し、受注者希望型においては補正係数を乗じない。

- 15 この要綱に定めのない事項については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月8日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる請負工事に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる請負工事に適用する。

(様式第1号)

現場閉所計画・実績書

件名	
工期	
受注者名	

年 月 提出日 年 月 日

日	曜日	現場閉所 計画	現場閉所 実績	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
合計現場閉所日数			対象期間日数	

(注) 備考には、着工日、完了日、非対象期間、雨天による休工、計画日に休みを取得できなかった理由及び振替日等を記入して下さい。

(様式第2号)

現場閉所実績確認表

件名	
工期	
受注者名	

提出日 年 月 日

対象期間の日数(※1)	日 . . . . . ①
現場閉所日数	日 . . . . . ②
調整日数(※2)	日 . . . . . ③
①-③に対する②の割合	% (小数第2位切り捨て)

※1 工事開始日から工事完了日までの期間のうち、非対象期間を除いた期間

※2 対象期間の日数から、対象期間の日数以内で対象期間の日数に最も近い7の倍数を減じた数

(様式第1号) 現場閉所計画・実績書、(様式第2号) 現場閉所実績確認表は完成図書とともに保管して下さい。